

「千葉県消防広域化推進計画」（平成31年3月策定）の概要

- 国指針に基づき、消防広域化の基本的方向として、段階的展望を提示
 - ・令和6年4月1日までは、「広域化対象市町村」を指定した上で、小規模消防本部に重点を置いた広域化を推進
 - ・おおむね10年後までに、「広域化対象市町村」に限らず、災害への対応能力がより強化される規模の消防広域化を推進
 - ・将来のあるべき姿として、共同指令センターの運用状況などを踏まえながら、より広域的な組合せを検討

- 国指針の要件に該当する10小規模消防本部を「広域化対象市町村(消防本部)」に指定

【国の指針に基づく広域化対象市町村の要件及び該当市町村】

特定小規模消防本部	消防吏員数 50 人以下	栄町
準特定小規模消防本部	消防吏員数 100 人以下	富津市、富里市
小規模消防本部	管轄人口 10 万人未満	銚子市、旭市、君津市、 四街道市、袖ヶ浦市、 匝瑳市横芝光町、夷隅郡市

- 特に小規模な3本部(栄町・富津市・富里市)について、広域化検討する地域について複数パターンを提示。